

尾張旭市監査公表第17号

平成28年1月29日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年4月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 牧 野 一 吉

総務部財産経営課（定例監査時 総務部財政課）

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
1 委託契約事務について、予定価格を設定する際に設計額を合理的理由もなく減額する事例が認められた。予定価格を決定するにあたり、設計額から減額する場合には合理的理由が必要である。	1 指摘事項については、以後の事務において全て改めます。
2 市有財産（普通財産）貸付を行うための賃貸借契約締結伺いにおいて、新規の貸付であり、かつ、貸付期間が6月以上であるものが部長専決で行われている。決裁規程において、当該決裁は市長決裁が必要である。	2 指摘事項については、以後の事務において決裁規程を遵守します。 また、今後は、事務の効率化を図るため、新規かつ貸付期間が6月以上の貸付のうち、「特に重要な貸付」のみ市長決裁とする決裁規程の一部改正を行います。
3 普通財産の決定貸付料が普通財産貸付料算定基準等に定める額と異なっている事例がある。普通財産貸付料算定基準等の1(2)及び6(2)の土地の算定基準の表現が不正確で条文の解釈上の疑義が生じており、実務と一致していないことが原因と認められる。条文の内容を十分に検討し、解釈に疑義が生じないよう措置を講ずる必要がある。	3 指摘事項については、条文解釈の疑義を解消するため、平成28年3月1日付けで、一部改正を行いました。